

令和 6 年度 知立市水防計画の修正について（要旨）

1. 知立市水防計画修正の根拠

知立市の水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び愛知県水防計画の定めるところにより管内各河川等による水災を警戒し、これによる被害を軽減して、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（水防法第 33 条第 1 項）。

また、水防計画の作成、修正は、市町村防災会議（水防協議会の所掌事務だが、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村にあっては市町村防災会議に諮^{はか}るもの）の所掌事務とされている（水防法第 33 条第 2 項）。

2. 今回の修正事項

（1） 愛知県水防災計画（以下「県計画」という。）の変更に伴うもの。以下、主な修正事項。

- ・水位周知河川の水位情報の読替え（計画書 P. 46、新旧対照表 P. 2）

水防法第 13 条第 2 項の規定に基づき河川の水位情報を周知する河川（水位周知河川）の基準観測所に設置されている水位計が被災等により正常な水位観測ができなくなった場合に、近傍の危機管理型水位計の水位により水位情報を発表することとしているが、水位データの蓄積が進んだことを踏まえ、読替えの基準をあらかじめ整理し記載した。

（2） その他

庁内各課等より意見を求め、修正を行った。